

市民意見募集について

1 市民意見募集概要

(1) 目的

障がいを理由とする差別の解消を目的とする条例案の策定にあたり，市民との情報共有を図り，市民意見を条例案に反映させるため，福岡市パブリック・コメント手続要綱に基づき，条例案を公表し，意見募集を実施しました。

(2) 意見募集期間

平成30年1月22日（月）～2月23日（金）

(3) 実施方法

① 条例案の公表

市政だより平成30年1月1日号で告知の上，下記の本市機関及び障がい相談窓口にて条例案の閲覧および配布を行うとともに，2月2日に開催した「福岡市障がい者差別解消条例案タウンミーティング」にて条例案の説明を実施しました。

また，福岡市ホームページにも音声読み上げ対応のテキスト版と併せて掲載するとともに，条例案の点字版及び音声版を作成し，市役所本庁舎及び各区役所で利用できるようにしました。

※閲覧・配布場所

- ・福岡市役所本庁舎（保健福祉局，こども未来局，情報公開室，情報プラザ）
- ・各区役所（福祉・介護保険課，健康課，市民相談室），各出張所
- ・心身障がい福祉センター
- ・福岡市市民福祉プラザ
- ・西部療育センター
- ・東部療育センター
- ・精神保健福祉センター
- ・こども総合相談センター
- ・発達教育センター
- ・発達障がい者支援センター
- ・障がい者就労支援センター
- ・区基幹相談支援センター（市内14か所）

② 意見提出の方法

郵送，FAX，電子メール，福岡市ホームページからの送信，配布場所への持参により受け付けました。

(4) 意見募集結果

① 意見提出状況

提出者数・・・24人・団体（内訳：16人，8団体）

意見件数・・・69件

② 意見集計結果

意見の分類(件数)	意見への対応	修正(※)	条例案 どおり	その他
条例名	2		2	
第1章 総則(第1条—第5条)	7	2	5	
第2章 基本理念(第6条)	4		4	
第3章 障がい理由とする差別の禁止(第7条—第8条)	13		13	
第4章 障がい理由とする差別を解消するための施策等(第9条—第19条)	7	1	6	
第5章 福岡市障がい者差別解消推進会議(第20条—第25条)	5		5	
第6章 福岡市障がい者差別解消審査会(第26条—第31条)	1		1	
附則	2		2	
漢字表記	1		1	
その他(質問, 要望や今後参考にすべき内容等)	27			27
合計	69	3	39	27

(※) 修正内容は「2 市民意見に基づく修正について」のとおり。

(5) 福岡市障がい者差別解消条例タウンミーティング

① 開催日時

平成30年2月2日 13:00～15:20

② 場所

アクロス福岡 地下2階 イベントホール

③ 参加人数

115名

④ プログラム

- ・はじめに
- ・こんなときどうする ～劇を交えた障がい者差別解消Q&A～
【内容】劇を通じて障がい者差別解消の考え方を紹介
- ・知的障がいや発達障がいの擬似体験
【内容】口頭で伝えられた内容の絵を描くことを通じて、障がいのある方の捉え方を擬似体験
- ・条例案についての説明・質疑
【内容】条例案の概要等について説明し、質疑応答を実施
- ・閉会

2 市民意見に基づく修正について

(1) 第1条等について

① 修正の内容

第1条及び第5条中の「共生する」を「共に生きる」とする。

② 修正の理由

条例の名称にあわせるため。

③ 新旧対照表

旧	新
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、障がい者を理由とする差別を解消するための基本理念を定め、市の責務並びに事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、その実現のための施策の基本となる事項を定めることにより、障がい者が、社会を構成する主体の一員として、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参画し政策決定に関わることができる環境を構築し、もってすべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら <u>共生する</u> 社会の実現に資することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、障がい者を理由とする差別を解消するための基本理念を定め、市の責務並びに事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、その実現のための施策の基本となる事項を定めることにより、障がい者が、社会を構成する主体の一員として、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参画し政策決定に関わることができる環境を構築し、もってすべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら <u>共に生きる</u> 社会の実現に資することを目的とする。</p>
<p>(市民等の役割)</p> <p>第5条 市民及び自治組織は、基本理念にのっとり、障がい者を理由とする差別をなくすよう努めるとともに、すべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら <u>共生する</u> 社会の構築に寄与するよう努めるものとする。</p>	<p>(市民の役割)</p> <p>第5条 市民は、基本理念にのっとり、障がい者を理由とする差別をなくすよう努めるとともに、すべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら <u>共に生きる</u> 社会の構築に寄与するよう努めるものとする。</p>

(2) 第12条について

① 修正の内容

第12条中の「差別に関する施策」を「差別の解消に関する施策」とする。

② 修正の理由

第3条や第4条で「差別の解消に関する施策」と規定しており、これに合わせるため。

③ 新旧対照表

旧	新
<p>(財政上の措置)</p> <p>第12条 市長は、障がい者を理由とする差別に関する施策を実施するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講じるものとする。</p>	<p>(財政上の措置)</p> <p>第12条 市長は、障がい者を理由とする差別 <u>の解消</u> に関する施策を実施するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講じるものとする。</p>

(3) 第9条等について

① 修正の内容

市職員への研修について定める第9条第2項を新設する。これに伴い、同条第1項及び第3条の「障がい及び障がい者に対する理解」という文言を「障がい、障がい者及び障がいを理由とする差別の解消に対する理解」に統一する。

② 修正の理由

市職員の理解促進を図る姿勢を明確にするため。

③ 新旧対照表

旧	新
<p>(啓発活動等)</p> <p>第9条 市は、事業者及び市民の障がい及び障がい者に対する理解を深めるために必要な啓発活動を行うとともに、事業者が障がいを理由とする差別の解消のための取組みを積極的に行うことができるよう、事業者に対し、情報の提供を行うものとする。</p>	<p>(啓発活動等)</p> <p>第9条 市は、事業者及び市民の、障がい、障がい者 <u>及び障がいを理由とする差別の解消</u> に対する理解を深めるために必要な啓発活動を行うとともに、事業者が障がいを理由とする差別の解消のための取組みを積極的に行うことができるよう、事業者に対し、情報の提供を行うものとする。</p> <p>2 市長は、職員に対し、障がい、障がい者及び障がいを理由とする差別の解消に対する理解を深めるための研修の機会を確保するものとする。</p>
<p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、基本理念にのっとり、障がい及び障がい者に対する理解の促進を図るとともに、障がいを理由とする差別の解消に関する施策を策定し、及びこれを実施するものとする。</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、基本理念にのっとり、障がい、障がい者 <u>及び障がいを理由とする差別の解消</u> に対する理解の促進を図るとともに、障がいを理由とする差別の解消に関する施策を策定し、及びこれを実施するものとする。</p>